○警ら用無線自動車勤務員の事件、事故引継要領の制定について

昭和３４年２月６日

／ら内訓第１号／務内訓第１号／捜一内訓第２号／捜二内訓第１号／防少内訓第３号／交内訓第１号／

本部長

警ら用無線自動車勤務員（以下「自動車勤務員」という。）の事件事故の引継ぎについては、「福岡県警察無線自動車運用規程」（昭和３０年本部訓令第４号）及び「無線自動車と派出所、駐在所勤務員との連携活動について」（昭和３３年ら発第４４３号）によって実施してきたところであるが、これが運用について適正を欠き引継ぎに必要以上の時間を要する等、機動警らの本来的活動に支障を生ずる傾向にあるので、引継当事者の相互理解を基盤とする警ら勤務員の事件事故の引継要領を新たに定め連携活動を推進することとしたので周知徹底を期し誤りのないようにせられたい。

警ら用無線自動車勤務員の事件、事故引継要領

第１　趣旨

この要領は、無線自動車警ら活動の特殊性にかんがみ、事件事故の引継ぎを迅速かつ適確にするために必要な事項を定めたものである。

第２　引継ぎ、通告の原則

１　警ら用無線自動車勤務員（以下「自動車勤務員」という。）が取り扱った事件事故で引き続き捜査（調査）、送致（付）、又は保（救）護等、警察処置を要するものは、その発生又は検挙の地を管轄する警察署（以下「所轄警察署」という。）に引き継ぐものとする。

２　自動車勤務員が処理した事件事故等で捜査又は防犯上必要があるものについては前項に準じ通告しなければならない。

第３　引継事務の限界

引継ぎは自動車勤務員が取り扱った事件事故の初動的処理に引き続き所轄警察署において何らかの処置を必要とする場合にこれを行うものであって、引致又は同行後の身柄の処遇、書類、鑑識資料の作成等は引継ぎを受けた警察署がこれに当たるものとする。

第４　引継書

１　事件事故の引継ぎは、必ず「事件引継書（様式第１号）」、「要保（救）護者引継書（様式第２号）又は「交通事故引継書（様式第３号）」によらなければならない。

引継書は２部作成し、引継（受）部署にそれぞれ１部を編てつし、その事跡を明らかにしておかなければならない。

２　通告事案について必要と認める場合は、交番又は駐在所勤務員に通告するとともに、その概要を服務日誌の所定欄に記入し、事跡を明らかにしておかなければならない。

第５　引継ぎの要領

自動車勤務員は、次の要領により、確実、迅速に事件事故の引継ぎを行わなければならな

い。

１　刑事事件の引継ぎ

（１）　自動車勤務員が検挙した被疑者の引継ぎについては、原則として所轄警察署の幹部たる司法警察員のもとに引致し、事件の概要、逮捕（検挙）の事由及び逮捕時の状況を告げて行うものとする。

（２）　前項の引継ぎに必要な書類は、別表（事件引継関係書類作成区分表）に従って作成するものとする。

２　交通事犯の引継ぎ

（１）　交通法令違反事件を検挙した場合において、被疑者を逮捕したときは、前記第５の１に準じて行い、引き続き捜査を要するときは、現認捜査報告書等を作成して所轄警察署に引き継ぐものとする。

（２）　交通事故は、被害者の救護、関係者の確保、現場保存を行い、原則として事故現場で引き継ぐものとする。

３　保（救）護の引継ぎ

（１）　泥酔者等の保護を警察署に引き継ぐ場合は、福岡県警察保護取扱規程（昭和３７年福岡県警察本部訓令第１０号）第３条第２項及び第３項に規定する保護主任者又はこれに代わるべき者の下に同行し、保護を要する事由を告げて引き継ぐものとする。

（２）　泥酔者等で一時的に保護の必要がある場合は、最寄りの交番、駐在所等に同行し、その事由を所員に告げて保護を引き継ぐことができる。

４　ぐ犯者、不審者等の引継ぎ

職務質問等でぐ犯者、不審者等を発見し、引き続き捜査又は防犯上取調べ等の必要があると認めるときは、所轄警察署又は交番、駐在所等に同行し、その事由を告げて引継ぎを行うものとする。

５　盗難現場等の引継ぎ

盗難現場、火災現場、その他の事故現場の引継ぎは、現場保存の処置を講じ努めて現場において行い、メモ等を使用し引継ぎの確実を期するものとする。

６　犯罪情報等の引継ぎ

自動車勤務員が認知した犯罪情報等で、所轄警察署に引き継ぐ必要のあるものは情報（注意報告）として所属長に報告し、これを移ちょうするものとする。

第６　通報

引継ぎ（通告）を受けた警察署長は、速やかにこの結果を自動車勤務員の所属長に通報し、事件引継書又は交番等服務日誌の所定欄にその旨明記しておくものとする。

第７　実施

この要領は、昭和３４年２月１０日から実施する。